

2020 年 12 月 17 日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関 各位

(株)エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 山本

TEL：0120-957-706

日レセソフト プログラム更新のお知らせ

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

日本医師会 ORCA 管理機構より 12 月 16 日に、マスタ、および、パッチ提供がありました。
ついては、下記日程にてプログラム更新作業を実施致しましたので、ご報告させていただきます。

1. 日程

2020 年 12 月 17 日（木）午前 2：00～午前 3：00

2. 新設されたマスタ

	診療行為コード	名 称
初診時	111013970	乳幼児感染予防策加算（初診料・診療報酬上臨時的取扱）
再診時	112023970	乳幼児感染予防策加算（再診料・外来診療料・診療報酬上臨時的取扱）
小児科外来診療料等	113033270	乳幼児感染予防策加算（小児科外来診療料等・診療報酬上臨時的取扱）

3. 算定可能期間

2020 年 12 月 15 日 ～ 2021 年 2 月 28 日

※2021 年 3 月以降の取り扱いについては、今後、検討されるとのことで分かり次第お知らせいたします。

4. 厚労省「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 31）」

本件に関する厚労省からの案内は、以下の URL よりご参照いただけます。

<https://eorca.sakura.ne.jp/support/S20201217-02.pdf>

5. プログラムの更新内容

【修正内容】

乳幼児感染予防策加算の対応について

乳幼児感染予防策加算の入力のある「初診」「再診」「小児科外来診療料」「小児かかりつけ診療料」を含む会計データを中途表示による診療内容の展開を行った場合、診察料の自動算定により乳幼児感染予防策加算を削除しないよう対応されました。

【注意事項】

乳幼児感染予防策加算の各コードと「初診」「再診」「小児科外来診療料」の入力判定は行われません。
正しい加算コードを入力してください。

ご不明な点がございましたら、日レセサポート窓口までお問合せください。

以上

※本資料は弊社ホームページ (<https://eorca.sakura.ne.jp/>) にも掲載しております。